

川崎町公共下水道事業経営戦略

団 体 名	川崎町
事 業 名	川崎町公共下水道事業
策 定 日	令和 3 年 3 月
計 画 期 間	令和 3 年度 ～ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和60年度(35年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適(令和6年4月1日地方公営企業 法全部適用予定)
処理区域内人口密度	12.8人/ha(処理区域内人口:5,494人 ／処理区域面積428.5ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2(川崎処理区、青根処理区)		
処 理 場 数	2(釜房環境浄化センター、青根浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	【共同化】使用料徴収事務を本町水道事業に委託し、上水道使用料の徴収と併せて実施している。 【最適化】②地理的条件により下水道本管の敷設が困難な箇所は合併処理浄化槽の設置を推進する。(①・ ③は未実施)		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭の下水道使用料は、基本使用料と従量使用料の二部料金制を採用している。				
	種別	区分	汚水量	使用量	
	一般汚水	基本使用料	10m ³ まで	1,340円	
			10m ³ を超え20m ³ まで	180円	
			20m ³ を超え50m ³ まで	190円	
			50m ³ を超え100m ³ まで	200円	
			100m ³ を超える	220円	
※各料金には消費税及び地方消費税が加算される。					
業務用使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場の下水道使用料は、従量使用料を採用している。公衆浴場以外の業務用使用料は一般家庭の下水道使用料と同じ。				
	種別	区分	汚水量	使用量	
	一般公衆浴 場汚水	従量使用料 (1m ³ につき)	—	50円	
	※料金には消費税及び地方消費税が加算される。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	その他の使用料体系なし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,387 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,944 円
	平成30年度	3,387 円		平成30年度	4,023 円
	令和元年度	3,454 円		令和元年度	3,967 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	職員数 2名(令和2年4月1日現在)
事業運営組織	建設水道課 土木・建築係 2名 都市計画・住宅・下水道係 2名 水道・温泉係 5名

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	町内の下水処理場2箇所、ポンプ場(低地区含む)14箇所、下水道マンホール等を対象に施設保守点検業務、運転操作監視業務、水質試験・管理業務、事務・日直業務、非常時(災害)対応業務、下水道マンホール調査など専門的な技術力が必要な業務を包括的に民間業者へ委託している。 また、下水道使用料徴収業務(滞納整理を含む)は、検針業務や水道使用水量に関連するため水道事業に委託している。
	イ 指定管理者制度	未実施
	ウ PPP・PFI	未実施
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	汚泥脱水ケーキを民間再資源化施設に搬出し、堆肥化することにより、処理費用の抑制に取り組んでいる。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	取組なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

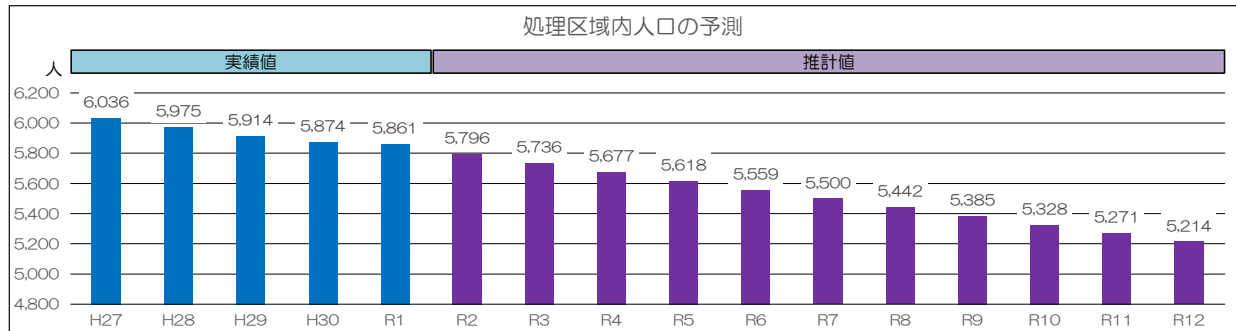
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付。

④企業債残高対事業規模比率が平成29年度より0%となっているのは、企業債残高に対する財源をすべて一般会計繰入金と見込んでいるためである。

2. 将来の事業環境

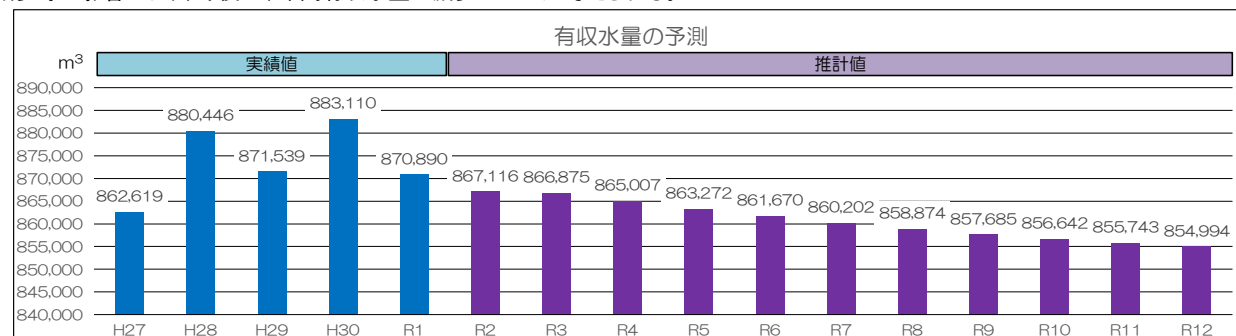
(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口予測の推計にあたっては、平成28年2月に策定した「川崎町まち・ひと・しごと総合戦略」における「戦略人口」を根拠とした人口減少率に処理区域内人口の実績を乗じて推計を行った。



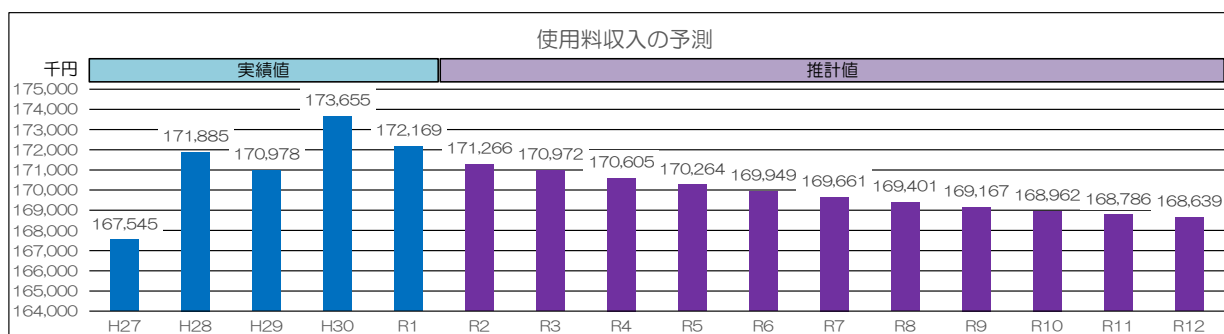
(2) 有収水量の予測

過去の有収水量を基に将来の有収水量を推計した。過去5年間は町内企業の事業拡大等により増加傾向にあるが、処理区域内人口の減少等の影響により、今後は、年間有収水量が減少していくと考えられる。



(3) 使用料収入の見通し

平成16年度で面整備が完了していることから処理区は拡大の見込みがなく、大幅な使用料の増加は見込めない。一方で、今後、処理区域内人口の減少により、年間有収水量が減少していくと予測していることから、使用料収入も減少していくものと考えられる。



(4) 施設の見通し

供用開始から35年が経過しており、釜房環境浄化センター及び大針・北川中継ポンプ場の機械・電気設備において、耐用年数を超えて使用している設備もあり、更新事業は直近の課題となっている。既に策定済みの川崎町公共下水道ストックマネジメント計画により、機械・電気設備を中心にリスクの高い設備から順次更新していく。また、設備の適正な管理や早期の修繕により、可能な限り耐用年数を延ばすことで、設備投資の増加を抑制する。

(5) 組織の見通し

現在、技術職員が不在であり、施設の運転管理を包括的に民間委託している。
事務職員については、現行の人数を維持することを想定しており、人事異動等によってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有、研修の充実などを図っていく。

3. 経営の基本方針

少子高齢化や生産年齢人口の減少など社会構造の変化に伴い、将来的には有収水量及び使用料収入の減少による収益力の低下が懸念される。また、過去に整備した機械・電気設備を中心に更新の時期を迎えているほか、今後、管渠や施設の更新の時期を迎えることにより多額の投資費用が必要となるなど、下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想される。

下水道事業を将来にわたって持続可能なものとするため、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、安全・安心で快適なサービスを安定的に提供することを経営の基本方針とする。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	中長期的に安定した投資を行うため、資本的支出の優先順位等を考慮しながら年度間の事業費の平準化を図る。また、大規模な修繕に至らないよう適切な維持管理に努め、計画的に長寿命化と更新を進めていく。
-----	---

○処理場・中継ポンプ場の機械・電気設備更新
ストックマネジメント計画に基いた計画的な更新事業を実施する。また、計画的に点検・調査を実施し、大規模な修繕に至らないよう適切な維持管理に努める。
○管渠の更新
今後、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に管渠の長寿命化と更新を進めていく。
○投資の平準化
ストックマネジメント計画の策定により、年度間の事業費が平準化するよう努める。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	中長期的に安定した経営基盤を築くため、使用料の適正化を図る。 また、一般会計と公共下水道事業特別会計における経費負担の適正化を図り、一般会計の繰入金に依存した脆弱な財政基盤からの脱却を目指す。
-----	---

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
本町の人口は減少傾向にあり、比例して処理区域内人口及び使用料も減少するものと見込んでいる。増収策として、水洗化率の向上を図るとともに使用料の改定等を検討していくが、時期が不透明なため本計画では人口減少のみを考慮して見通しを立てている。
○企業債に関する事項
ストックマネジメント計画による長寿命化及び更新事業を考慮して見通しを立てている。将来的な財政負担も考慮しながら計画的な企業債の発行に努める。
○繰入金に関する事項
企業債元利償還額を上限に収入をもって充てられない額を一般会計からの繰入金として見通しを立てている。今後、一般会計からの繰入金に依存しないよう経費負担の適正化に努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項
現在取り組んでいる下水道施設の運転管理等の包括的民間委託の委託内容を精査しながら、経費節減や技術的な水準の確保に努める。
○職員給与費に関する事項
職員1名及び上下水道兼任職員1/2名の人件費を見込んでいる。
○動力費・薬品費・修繕費・委託費に関する事項
動力費・修繕費は過去の実績を考慮し推計している。薬品費は包括的民間委託費に含んでいることから見込んでいない。
委託費は令和3～5年度にストックマネジメント計画及び公営企業会計移行にかかる経費を含め算定している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	「宮城県下水道事業広域化・共同化検討会」により広域化・共同化できる事項を検討する。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画の策定・見直しにより、将来の投資を見込み、平準化を図っていく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	予定なし
その他の取組	予定なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公営企業会計適用の際、人口減少による使用料の減少と今後の整備費用・増加する維持管理費用・将来の更新費用などを勘案した中期的な下水道使用料算定の考え方を整理し、使用料の見直しの必要性を検討していく。
資産活用による収入増加 の取組について	予定なし
その他の取組	予定なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、実施してる包括的民間委託の効果を検証しながら、今後の委託内容を検討する。
職員給与費に関する事項	技術職員の不在により、技術力のノウハウの低下が懸念される。継続して包括的民間委託を有効に機能させるためにも技術の継承ができる環境に努めていく。
動力費に関する事項	更新時の省電力化など経費節減に繋がる方策を検討する。
薬品費に関する事項	引き続き、包括的民間委託により効率的な購入に努める。
修繕費に関する事項	予防的修繕を計画的に行い、施設の長寿命化と修繕費の軽減に努める。
委託費に関する事項	経費節減に繋がる発注方法を検討する。
その他の取組	予定なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	令和6年度から地方公営企業法の適用を予定しているため、適用に合わせて見直しを行う。なお、以後は5年毎に見直しを行うが、適宜評価・検証し、実績とのかい離が著しい場合は随時更新を行う。
-------------------------	--

経営比較分析表（平成30年度決算）

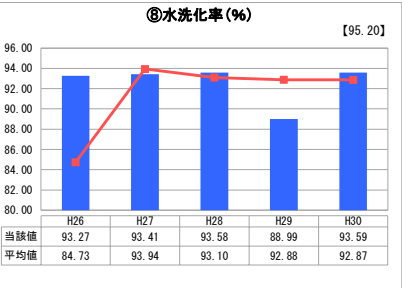
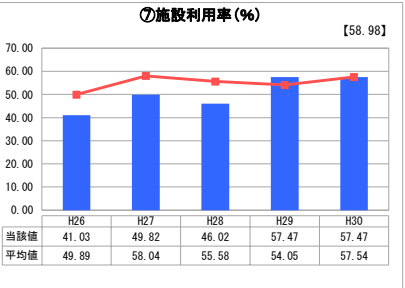
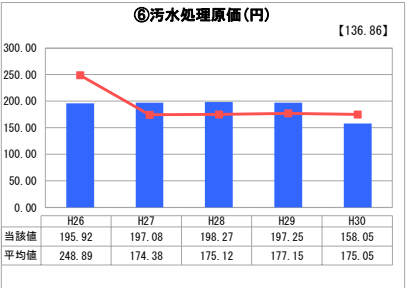
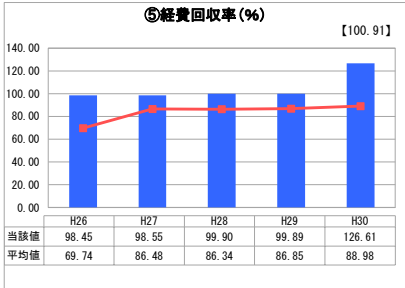
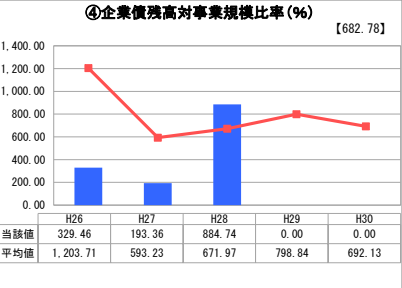
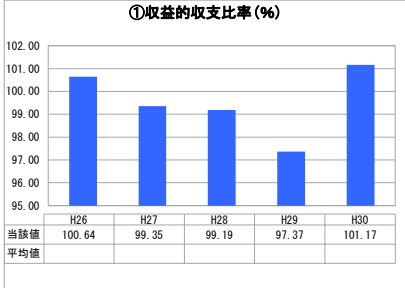
宮城県 川崎町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	63.54	99.68	3,387

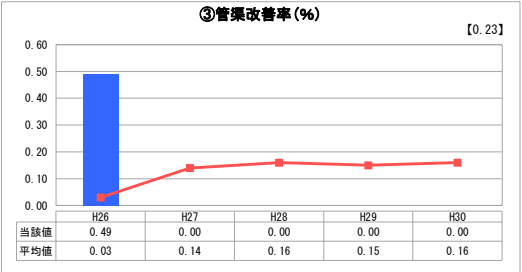
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
8,805	270.77	32.52
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
5,566	4.29	1,297.44

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

○収益の収支比率
平成30年度は100%を超えているものの、企業債償還金の財源は一般会計からの繰入金に頼っている状況です。平成28年度から運転管理業務委託の範囲を拡大しトータルコストの削減を進めているところです。

○企業債残高対事業規模比率
企業債償還額が減少した一方で、収支の悪化により一般会計からの繰入金で財源を補ったため当該比率は0となりました。

○経費回収率
下水道使用料の徴収とコスト削減に努めた結果、回収率が上昇したものです。

○施設利用率
類似団体平均を上回りましたが引き続き、浄化槽利用を推進し利用率の向上を図ります。

○汚水処理原価
下水道使用料の徴収とコスト削減に努めた結果、原価の減少に繋がったものです。

○水洗化率
処理区域内の新築件数及び水洗化戸数が増加したため上昇したものです。

2. 老朽化の状況について

○昭和60年の供用開始以降、定期的な点検や修繕を実施しておりますが、ほとんどの設備が耐用年数を大幅に過ぎていてから、平成30年度に「金房環境浄化センター機械・電気設備ストックマネジメント実施方針」の策定を開始、今後青根浄化センターや町内のポンプ場・管渠を対象に計画的に設備の更新を進める状況です。機能停止等の未然防止を図ると共に、限られた財源の中でライフサイクルコストを最小限とするよう努めます。

全体総括

当町の下水道事業は供用開始から30年以上が経過しており、老朽化が進む設備の更新が直近の課題となっております。計画的に設備更新を進めながら、包括的民間委託の範囲拡大など効率的な運営改善に努めてまいります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益の収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	364,210	317,331	324,068	354,147	348,013	331,844	303,641	301,006	284,626	282,271	285,262	268,882
		(1) 営 業 収 益 (B)	172,435	171,390	171,096	170,729	170,388	170,073	169,785	169,525	169,291	169,086	168,910	168,763
		ア 料 金 収 入	172,169	171,266	170,972	170,605	170,264	169,949	169,661	169,401	169,167	168,962	168,786	168,639
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	266	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124
		(2) 営 業 外 収 益	191,775	145,941	152,972	183,418	177,625	161,771	133,856	131,481	115,335	113,185	116,352	100,119
		ア 他 会 計 繰 入 金	181,675	121,291	145,454	173,458	167,625	161,771	133,856	131,481	115,335	113,185	116,352	100,119
		イ そ の 他	10,100	24,650	7,518	9,960	10,000							
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	193,551	162,237	191,454	194,442	187,498	150,576	153,564	151,129	149,553	151,448	150,404	148,967
		(1) 営 業 費 用	163,307	136,043	169,041	175,825	172,404	138,404	143,709	143,209	143,209	146,290	146,290	145,790
		ア 職 員 給 与 費	6,867	7,083	7,317	7,317	7,317	7,317	7,317	7,317	7,317	7,317	7,317	7,317
		うち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	156,440	128,960	161,724	168,508	165,087	131,087	136,392	135,892	135,892	138,973	138,973	138,473
		(2) 営 業 外 費 用	30,244	26,194	22,413	18,617	15,094	12,172	9,855	7,920	6,344	5,158	4,114	3,177
		ア 支 払 利 息	30,244	26,194	22,413	18,617	15,094	12,172	9,855	7,920	6,344	5,158	4,114	3,177
		うち 一 時 借 入 金 利 息												
		イ そ の 他												
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		170,659	155,094	132,614	159,705	160,515	181,268	150,077	149,877	135,073	130,823	134,858	119,915
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	136,669	92,793	208,832	288,873	284,650	256,600	255,288	140,003	140,003	140,003	140,003	140,003
		(1) 地 方 債	80,600	58,200	131,700	152,900	149,700	130,700	131,300	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
		うち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	7,669	7,943	8,226	8,520	5,512	2,537						
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	48,400	26,647	68,903	127,450	129,435	123,360	123,985	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
		(6) 工 事 負 担 金		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		(7) そ の 他												
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	303,628	247,887	341,446	428,578	425,165	407,868	405,365	289,880	275,076	270,826	274,861	259,918
		(1) 建 設 改 良 費	129,859	87,571	185,099	264,400	266,200	255,100	256,300	141,000	141,000	141,000	141,000	141,000
		うち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	173,769	160,316	156,347	164,178	158,965	152,768	149,065	148,880	134,076	129,826	133,861	118,918
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 166,959	△ 155,094	△ 132,614	△ 139,705	△ 140,515	△ 151,268	△ 150,077	△ 149,877	△ 135,073	△ 130,823	△ 134,858	△ 119,915

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		3,700			20,000	20,000	30,000						
積 立 金 (K)					20,000	20,000	30,000						
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		3,700											
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)		3,700											
実 質 収 支	黒 字 (P)												
	(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		99.15	98.38	93.18	98.75	100.45	109.40	100.33	100.33	100.35	100.35	100.35	100.37
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)		172,435	171,390	171,096	170,729	170,388	170,073	169,785	169,525	169,291	169,086	168,910	168,763
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)		1,348,488	1,246,373	1,221,726	1,210,450	1,201,185	1,179,117	1,161,352	1,092,473	1,038,398	988,572	934,711	895,794

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
収 益 的 収 支 分		181,675	121,291	145,454	173,458	167,625	161,771	133,856	131,481	115,335	113,185	116,352	100,119
	うち基準内繰入金	181,675	121,291	145,454	173,458	167,625	130,734	132,844	130,484	114,338	112,188	115,355	99,122
	うち基準外繰入金						31,037	1,012	997	997	997	997	997
資 本 的 収 支 分		7,669	7,943	8,226	8,520	5,512	2,537						
	うち基準内繰入金	7,669	7,943	8,226	8,520	5,512	2,537						
	うち基準外繰入金												
合 計		189,344	129,234	153,680	181,978	173,137	164,308	133,856	131,481	115,335	113,185	116,352	100,119